

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	主濱	了 (民主)	郡司	彰 (民主)	長谷川	岳 (自民)
理事	岩本	司 (民主)	外山	斎 (民主)	福岡	資麿 (自民)
理事	大河原	雅子 (民主)	徳永	エリ (民主)	横山	信一 (公明)
理事	野村	哲郎 (自民)	松浦	大悟 (民主)	渡辺	孝男 (公明)
理事	山田	俊男 (自民)	青木	一彦 (自民)	柴田	巧 (みん)
	一川	保夫 (民主)	加治屋	義人 (自民)	紙	智子 (共産)
	金子	恵美 (民主)	鶴保	庸介 (自民)		(23. 3. 10 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案6件、本院議員提出法律案1件、衆議院提出法律案2件（いずれも農林水産委員長）及び承認案件1件の合計10件であり、内閣提出法律案、衆議院提出法律案及び承認案件の合計9件を可決又は承認し、本院議員提出法律案1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願9種類46件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案は、平成22年4月の宮崎県における口蹄疫の発生等、最近における家畜の伝染性疾病をめぐる状況にかんがみ、家畜防疫を的確に実施するため、家畜伝染病の発生を早期に発見するための届出制度並びに口蹄疫のまん延を防止するための患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分制度を導入するとともに、海外からの入国時における消毒措置の拡充等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行期日の見直し等を主な内容とする修正が行われた。

委員会では、畜産農家における家畜伝

染病の侵入防止措置への支援の必要性、畜産農家による埋却地確保に対する支援策、家畜防疫員の確保に向けた取組、防疫体制強化に向けた関係各国との連携強化の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

森林法の一部を改正する法律案は、森林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、森林所有者等が作成する計画について認定要件を追加するとともに、早急に間伐等を実施する必要がある森林の整備を図るための措置の充実や、森林施業に必要な路網を設置する際の他人の土地への使用権の設定手続の見直し等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、新たに森林の土地の所有者となった者はその旨を市町村長に届け出ること、地方公共団体は保有する森林所有者等に関する情報について、利用目的以外の目的のために内部で利用することができること等を主な内容とする修正が行われた。

委員会では、森林施業に必要な土地使用権の設定手続及び施業代行制度を見直す必要性、森林所有者等に関する情報に

ついて行政内部での情報共有の促進、外国資本による森林買収への対応、東日本大震災に伴う仮設住宅建設に必要な国産材の供給確保等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を総合的に実施する体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行うとするものである。

また、**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件**は、農林水産省における地方組織の再編に伴い、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することについて、国会の承認を求めようとするものである。なお、東日本大震災を踏まえ、災害等が生じた場合に、農林水産大臣が地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができるよう内閣修正が行われた。

委員会では、両案件を一括して議題とし、地方拠点を集約し地域センターを設置する理由及び期待される役割、地方における行政サービスの維持・向上策、事故米穀の不正規流通問題の再発防止策、農林水産技術会議の在り方等について質疑が行われ、討論の後、農林水産省設置法の一部を改正する法律案は多数をもって可決され、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件は多数をもって承認された。なお、農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された。

お茶の振興に関する法律案は、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じようとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、有明海及び八代海のほか、これらに隣接する海面の海域においても、赤潮等による漁業被害が発生し、地域経済に大きな打撃を与えている状況等に鑑み、有明海及び八代海等の再生対策の一層の充実強化を図るため、法律の対象となる海域に橘湾と熊本県天草市牛深町周辺の海域を加えること、特定の漁港漁場整備事業に対する国庫補助率の嵩上げの期限を10年間延長すること、赤潮等により被害を受けた漁業者等に対する支援及び救済に関する規定を充実させること、有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務を見直すこと等の措置を講じようとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

東日本大震災関連の法律案として、以下の3件が付託された。

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案は、東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて

行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする特例措置を講じようとするものである。

また、東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講じようとするものである。

委員会では、両案を一括して議題とし、被災地域における農林水産業の復旧・復興の在り方、農地・農業用施設の除塩・災害復旧事業等の進め方、農林漁業者への生活・経営支援の必要性等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に対し附帯決議が付された。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災に自ら被災し、又は、被災者への債権を相当程度有し、今後の財務状況を確実に見通すことが困難と認められる農業協同組合及び漁業協同組合等の信用事業を強化するため、被災農漁協等の自己資本の充実に関する特別の措置を講じようとするものである。

委員会では、支援措置の対象となる農漁協等、被災農漁協等への資本増強が農漁業者に及ぼす影響、農漁業者の二重債務対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月10日、平成23年度の農林水産行政

の基本施策について、鹿野農林水産大臣から所信を聴取し、3月24日、これに対し、東日本大震災による農林水産関係被害と復旧・復興対策、被災地への食料の安定供給、福島第一原子力発電所事故に伴う補償の基準、農産物の安全性に関する情報提供の在り方、T P P交渉参加検討の見通し、平成23年産米の生産数量目標の見直し、米の先物取引の試験上場認可申請の取扱い、今期の調査捕鯨を中止した理由、資源管理・漁業所得補償対策等について質疑を行った。

3月25日、農林水産に関する調査を議題とし、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

また、予算委員会から委嘱された平成23年度農林水産省予算の審査を行い、東日本大震災による農林水産関係被害と復旧・復興対策、ため池等の緊急点検調査等の実施の必要性、仮設住宅用木材確保の取組、福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と損失の補償、食料等の安定的な供給についての周知の必要性、食品の残留放射能暫定基準の根拠、資源管理・漁業所得補償対策等について質疑を行った。

4月14日、農林水産に関する調査を議題とし、被災者の意向を尊重した復旧・復興対策の必要性、被災農林漁業者の生活再建支援、原子力損害賠償紛争審査会への適切な情報提供、農林水産物等の放射線検査の実施状況、日本製品に対する諸外国の輸入規制と我が国の対応、T P P交渉への参加検討中止の必要性等について質疑を行った。

4月26日、東日本大震災による農山漁村及び農林水産業の被害状況等に関する実情調査のため、宮城県に委員派遣を行い、5月2日、派遣委員から報告を聴取

した。

5月10日、農林水産に関する調査を議題とし、漁場のがれき処理の見通し、平成23年産米の生産数量目標の県間調整の状況、原子力災害損害賠償紛争審査会第一次指針に風評被害が盛り込まれなかった理由、諸外国の輸入規制等による農産物輸出への影響、放射性物質の海洋モニタリング調査ポイント拡大の必要性、食肉の生食による集団食中毒が食肉の流通に及ぼす影響等について質疑を行った。

5月19日、農林水産に関する調査を議題とし、漁港の復旧作業の実施に当たり優先順位をつける必要性、漁業特区・漁業の国営化に対する見解、地域の事情を考慮した復興プラン策定の必要性、二重債務問題、原子力損害について国が仮払いする必要性、福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害賠償の検討状況、諸外国による日本産食品の輸入制限措置、TPP交渉参加についての判断時期、農業用水に対するこれまでの投資への評価、木質バイオマス政策への取組等について質疑を行った。

5月26日、東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件について参考人から意見を聴取した後、参考人に対して農業経営再開に当たっての課題、被災地の農地利用の在り方、除塩を進めるに当たり基本計画等を作成する必要性、諸外国における塩害対策研究の実情、水産業復興特区構想及び漁業の企業化・大規模化に対する見解、漁場のがれき撤去等に対する支援の必要性、チェルノブイリ原子力発電所事故後の農地等の放射性物質汚染に関する調査研究の蓄積、農地等の放射性物質除去のための新技術導入の際の課題等について質疑を行った。

5月31日、農林水産に関する調査を議

題とし、被災農地等の復旧状況、災害復旧事業における査定迅速化の取組、茶及び葉たばこに対する暫定規制値設定の考え方、諸外国による日本産食品の輸入制限の状況、TPP交渉参加についての対応、「食」に関する将来ビジョン等について質疑を行った。

7月26日、農林水産に関する調査を議題とし、牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超える放射性セシウムの検出に関する件について鹿野農林水産大臣から報告を聴取した後、セシウム検出牛肉を国の責任で買い上げる必要性、セシウム検出稲わらが牛に給餌された要因、放射性物質検査機器及び検査体制の充実、米の先物取引の試験上場の妥当性、漁業用燃油価格上昇対策等について質疑を行った。

8月4日、農林水産に関する調査を議題とし、農地集約のため国が被災農地を買い上げることにに対する見解、輸出減少が見込まれる水産物の需給調整の必要性、農地の放射性物質除去実験の進捗状況、米の放射性物質検査の進め方、東京電力への賠償金請求手続の改善の必要性、牛の出荷制限解除の見通しと農家等への支援策、戸別所得補償制度の検証の必要性、米の先物取引の試験上場認可の妥当性、諫早湾干拓事業の潮受堤防開門調査、有明海・八代海再生特措法の評価等について質疑を行った。なお、政府に対し、**原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する決議**を行った。

8月23日、農林水産に関する調査を議題とし、二重債務問題、復興住宅への地域材の活用、国が放射性物質検査の基準を示す必要性、出荷停止に伴う肉牛買上げに対する国の支援、地方自治体による牛肉の放射性物質検査に対する国の支援、米の先物取引の試験上場に関する見解、

遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価、就農支援の現状と新たな支援策の検

討状況、T P P 交渉参加についての今後の対応等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年3月10日(木) (第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成23年度の農林水産行政の基本施策に関する件について鹿野農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成23年3月24日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成23年度の農林水産行政の基本施策に関する件について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、筒井農林水産副大臣、小林厚生労働大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君(自民)、鶴保庸介君(自民)、横山信一君(公明)、柴田巧君(みんな)、紙智子君(共産)

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員佐々木隆博君から説明を聴いた。

○平成23年3月25日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について鹿野農林水産大臣、筒井農林水産副大臣、田名部農林水産大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

長谷川岳君(自民)、横山信一君(公明)、柴田巧君(みんな)、紙智子君(共産)

(閣法第30号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管)について鹿野農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、篠原農林水産副大臣、末松内閣府副大臣、吉田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青木一彦君(自民)、福岡資麿君(自民)、渡辺孝男君(公明)、柴田巧君(みんな)、紙智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年4月12日(火) (第4回)

- 森林法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員佐々木隆博君から説明を聴いた。

○平成23年4月14日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 森林法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員佐々木隆博君、鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

松浦大悟君(民主)、加治屋義人君(自民)、横山信一君(公明)、柴田巧君(みんな)、紙智子君(共産)

(閣法第29号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- お茶の振興に関する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長山田正彦君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第6号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産
反対会派 なし

- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と対策に関する件等について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、笹木文部科学副大臣、田名部農林水産大臣政務官、樋高環境大臣政務官、中山経済産業大臣政務官、吉田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、熊谷大君（自民）、野村哲郎君（自民）、渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みんな）、紙智子君（共産）

○平成23年4月15日（金）（第6回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年5月2日（月）（第7回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）

以上両案について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、筒井農林水産副大臣、吉田農林水産大臣政務官、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、山田俊男君（自民）、横山信一君（公明）、柴田巧君（みんな）、紙智子君（共産）

（閣法第65号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産
反対会派 なし

（閣法第66号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産
反対会派 なし

なお、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成23年5月10日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と対策に関する件、食肉の生食による集団食中毒事件に関する件等について鹿野農林水産大臣、福山内閣官房副長官、筒井農林水産副大臣、大塚厚生労働副大臣、吉田農林水産大臣政務官、市村国土交通大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官、林文部科学大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、徳永エリ君（民主）、長谷川岳君（自民）、福岡資麿君（自民）、渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みんな）、紙智子君（共産）

○平成23年5月19日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、諸外国による日本産食品の輸入制限措置に関する件、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する件、農業水利に関する件、木質バイオマス政策に関する件等について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、平野内閣府副大臣、松下経済産業副大臣、吉田農林水産大臣政務官、林文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大河原雅子君（民主）、青木一彦君（自民）、横山信一君（公明）、柴田巧君（みんな）、紙智子君（共産）

○平成23年5月26日（木）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興

対策に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

有限会社耕谷アグリサービス専務取締役
佐藤富志雄君
鳥取環境大学環境情報学部環境マネジメント学科教授
京都大学名誉教授 三野徹君
東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
八木信行君
独立行政法人農業環境技術研究所理事長
宮下清貴君

〔質疑者〕

岩本司君（民主）、鶴保庸介君（自民）、
渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みん）、
紙智子君（共産）

○平成23年5月31日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、農林水産物の放射性物質汚染に関する件、諸外国による日本産食品の輸入制限措置に関する件、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する件、「食」に関する将来ビジョンに関する件等について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、松下経済産業副大臣、大塚厚生労働副大臣、平野内閣府副大臣、田名部農林水産大臣政務官、徳永外務大臣政務官、逢坂総務大臣政務官、吉田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大河原雅子君（民主）、山田俊男君（自民）、
横山信一君（公明）、柴田巧君（みん）、
紙智子君（共産）

- 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）

以上両案件について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年6月7日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）

以上両案件について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、鈴木文部科学副大臣、吉田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）を可決し、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

松浦大悟君（民主）、長谷川岳君（自民）、
福岡資麿君（自民）、横山信一君（公明）、
柴田巧君（みん）、紙智子君（共産）

（閣法第18号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん
反対会派 共産

（閣承認第1号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん
反対会派 共産

なお、農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成23年7月19日（火）（第13回）

- 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年7月26日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

議院送付)について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

一川保夫君(民主)、野村哲郎君(自民)、渡辺孝男君(公明)、柴田巧君(みん)、紙智子君(共産)

(閣法第81号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する件について鹿野農林水産大臣から報告を聞いた。

○牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する件、米の先物取引の試験上場に関する件、漁業用燃油に関する件等について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、田名部農林水産大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岩本司君(民主)、長谷川岳君(自民)、青木一彦君(自民)、横山信一君(公明)、柴田巧君(みん)、紙智子君(共産)

○平成23年8月4日(木)(第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、農林水産物の放射性物質汚染に関する件、牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する件、戸別所得補償制度に関する件、諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価に関する件等について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、松下経済産業副大臣、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

川崎稔君(民主)、青木一彦君(自民)、山田俊男君(自民)、横山信一君(公明)、柴田巧君(みん)、紙智子君(共産)

○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第21号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長山田正彦君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

(衆第21号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

○原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する決議を行った。

○平成23年8月23日(火)(第16回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、農林水産物の放射性物質汚染に関する件、牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する件、米の先物取引の試験上場に関する件、遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価に関する件、就農支援策に関する件等について鹿野農林水産大臣、筒井農林水産副大臣、小泉国土交通大臣政務官、吉田農林水産大臣政務官、林文部科学大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大河原雅子君(民主)、長谷川岳君(自民)、山田俊男君(自民)、渡辺孝男君(公明)、柴田巧君(みん)、紙智子君(共産)

○平成23年8月25日(木)(第17回)

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(閣法第51号)(衆議院送付)及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成23年8月25日(木)

経済産業委員会、農林水産委員会、環境委員会連合審査会(第1回)

(経済産業委員会を参照)

○平成23年8月31日(水)(第18回)

○請願第12号外45件を審査した。

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（参第23号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年4月26日(火)

- 東日本大震災による農山漁村及び農林水産業の被害状況等に関する実情調査
〔派遣地〕
宮城県
〔派遣委員〕
主濱了君（民主）、岩本司君（民主）、大河原雅子君（民主）、野村哲郎君（自民）、山田俊男君（自民）、横山信一君（公明）、柴田巧君（みん）、紙智子君（共産）

(3) 委員会決議

— 畜産物価格等に関する決議 —

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。

こうした中、我が国の畜産・酪農経営は配合飼料価格の高止まりに加え、国際的な穀物需給の逼迫を背景に今後更なる飼料価格の上昇が見込まれる。加えて昨年来の口蹄疫の発生や高病原性鳥インフルエンザの続発など、これまでにない厳しい環境下にある。

また、平成23年度は畜産・酪農経営安定対策等と畜産物価格の決定が、別々に行われるという初めての年度である。

よって政府は、畜産農家を取り巻く現状を踏まえ、畜産物の需要を喚起し、困難に直面する農家が将来を展望できる畜産・酪農政策を確立するため、平成23年度の畜産物価格の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 WTO農業交渉、EPA交渉及びTPPの検討に当たっては、平成18年12月の本委員会の「日豪EPAの交渉開始に関する決議」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。
- 二 酪農は、昨年猛暑の影響を受け、生乳生産量の低下、乳質及び受胎率の低下など極めて厳しい年であった。

東日本大震災の影響も踏まえ、今回の価格決定に当たっては、現行の生産レベルの維持はもちろん酪農家の経営努力と生産意欲を喚起する上でも、加工限度数量及び補給金単価を適切に決定すること。

- 三 肉用子牛生産者補給金については、今後の飼料価格の再高騰局面を見据えて、保証基準価格及び合理化目標価格を適切に設定すること。
- 四 飼料価格の再高騰局面を十分に踏まえ、指定食肉の牛肉安定価格並びに豚肉安定価格については、現行を基本に適切に決定すること。
- 五 配合飼料価格安定基金については、今後の基金の発動状況等では財源の枯渇が懸念されることから、必要に応じ、国による追加財源の確保等の支援対策を措置すること。

飼料用米、エコフィードの活用推進のための対策を充実させること。また、更なる飼料用米利用促進のため、政府所有のMA米の売渡価格を適切に決定すること。

- 六 国際的な穀物相場の高騰や東日本大震災の影響により、飼料価格は生産者の経営を相当圧迫する事態が想定されることから、必要に応じ、政策価格の期中改定や追加的経営安定対策、並びに配合飼料価格安定基金の借入金の償還の繰り延べ等、肉用牛・養豚・酪農等の経営支援の対策を機動的に措置すること。
- 七 食の安全と消費者の信頼の確保を図るため、加工食品と外食の原料原産地表示の義務対象の拡大を早急に検討するとともに、米国産牛肉の輸入条件については、食品安全委員会による科学的根拠に基づき慎重に対応すること。
- 八 近隣諸国において深刻な状況となっている悪性家畜伝染病の国内侵入防止に係る防疫体制の強化を図ること。
- 九 東日本大震災の影響に伴う燃料不足のため、畜産農家への飼料供給及び家畜等の出荷が困難となっていることから、適切な燃料供給体制を早急に確立し、また、福島第一原子力発電所事故により原乳から放射性物質が検出されたことについては、消費者への適宜適切な情報提供を行うとともに、出荷制限措置に対し原子力損害賠償制度に基づく適切な補償及び出荷・販売の早期再開に向けた万全の措置を図ること。
右決議する。

— 原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する決議 —

東京電力株式会社の原発事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている件については、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失と精神的苦痛を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしている。

他方、畜産業者等の損害賠償請求に対する東京電力株式会社の仮払いは遅滞し、支払額も少額に留まり、本払いの見通しも立っておらず、被害者の早期救済に向けた目途が全く立っていない状況にある。

このような事情の下で、食の安全・安心を確保するとともに、畜産業に携わる方々が安心して経営できる環境を整えるため、政府は、稲わら等の利用制限についての周知徹底が十分でなかったことにより被害が拡大したことを重く受けとめ、また、様々な影響が生じていることにかんがみ、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 消費者の信頼回復に向けた安全管理体制を確立するため、汚染された牛肉を出荷した県については、国の主導により速やかに全頭検査を行い、安全証明書を発行すること。その際、検査基準を明示するとともに、検査機器や検査要員の確保、検査費用等について国による財政支援を行うこと。
- 二 今回の原発事故により被害を受けた生産者、流通業者等の早期救済を図るため、出荷制限以外の牛肉で市場価格の下落等により被害を受けた生産者、流通業者等への被害の賠償につき、適切に指針に位置付けるよう原子力損害賠償紛争審査会に働きかけ、早期の仮払いが実現され、全損害額の賠償が早急かつ適切になされるようにすること。
- 三 二による賠償の支払いに当たっては、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律及び原子力損害賠償支援機構法に基づき、速やかに仮払いを行うこと。
- 四 三に加え、牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている件については、先般

農林水産省が公表した緊急対策を国による主体的な取組としてさらに充実・強化し、農家等に対して早急に立替払いをすること。特に、出荷遅延対策として立替払いの増額など肉用牛農家等に対する経営支援の一層の充実や、汚染された稲わらを給与された牛の肉については、すべて国の責任によって、市場から隔離すること、加えて、出荷制限の指示が出された県については、出荷適期にある肉用牛についても農家の意向を踏まえ全頭を買い上げること等買上対象の範囲の拡大を図ること。

さらに、汚染された牛肉を出荷したすべての県については、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン)の運用改善を適用するとともに、平成13年のBSE発生時に講じた「BSEマルキン」を参考に、物財費をすべてまかなうことを前提として、生産者の負担を求めず、毎月補てん金を支払うこと。また、出荷制限・出荷自粛について、解除のルールを明確にすること。

五 「稲わら等の緊急供給支援対策」では、稲わらについて、当面の必要数量と供給可能数量及び供給方法を早急に明示し、農家の不安の解消に努めるとともに、今後生産される稲わら等の自給粗飼料について放射性物質の検査を実施し、安全性の確認と万全の流通対策を行うこと。

六 政府は、早急に実態調査を行った上で、金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うとともに、飼料メーカーに対する飼料代の支払い猶予のさらなる要請に加え、その経営に支障を来たさないよう、対策を講じること。

また、汚染された牛肉を出荷した県や農協等が、独自に生産者や関連産業に融資を行った場合、国は支援を行うこと。

七 農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生上問題がない農産物の生産を確保するため、早急に堆肥等の放射性セシウムの基準を設定するとともに、基準を超えるものの取扱いについて、政府全体としての方針を明確にすること。

八 汚染牛肉については、市場隔離を徹底するとともに、早急に処理方法について検討し実行すること。

右決議する。